

2025年度（CBT用）

練習問題・解答ポイント・正解

銀行取引関連法

銀行の固有業務・付随業務

民法（期限の利益）

民法（制限行為能力者）

民法（相続）

個人情報の保護

※2025年3月21日公告のとおり、2025年度に実施される法務4級は、「手形・小切手」の出題数を減らし、他分野の問題数を変更するとともに「銀行取引関連法」を新設します。

この追加情報は、新設される「銀行取引関連法」における過去に出題のない民法等の項目について、2024年度受験用の問題解説集をお持ちの方が、2025年5月1日以降に「CBT法務4級」を受験する際の一助となるよう、2025年度受験用が発刊されるまで、練習問題として掲載するものです。

銀行取引関連法

問一 1

銀行の固有業務・付随業務



銀行法上、銀行の固有業務とされているものは、次のうちどれですか。

- (1) 両替
- (2) 債務の保証
- (3) 為替取引

解答ポイント&正解

銀行法は、預金者等の保護および金融の円滑を図るために、銀行業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする（銀行法1条）。

銀行法は、10条において業務の範囲を定めている。同法10条1項に明記されている事項が、いわゆる「固有業務」といわれる業務で、①預金または定期積金等の受入、②資金の貸付または手形の割引、③為替取引、が規定されている（同法10条1項1号～3号）。したがって、(3)は固有業務に該当し、これが本問の正解である。

銀行法10条2項では、その他の銀行業に付随する業務が規定されており、両替（同項11号）、国債の引受け（同項4号）、債務の保証または手形の引受け（同項1号）、デリバティブ取引（同項12号）などを営むことができるとされている。したがって、(1)、(2)は固有業務に該当しない。

正解：(3)

問一2

期限の利益



民法上の期限の利益等について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定される。
- (2) 期限の利益は放棄することができるが、これによって相手方の利益を害することはできない。
- (3) 当事者の合意によって、民法で定められていない事由を期限の利益の喪失事由として定めても、効力を生じない。

解答ポイント&正解

期限の利益とは、期限が到来するまでは、法律行為の効力の発生・消滅、または債務の履行が猶予されることによって当事者が受ける利益をいう。民法上、期限は、債務者の利益のために定めたものと推定される（同法136条1項）。したがって、(1)は正しい。

期限の利益は放棄をすることができるが、これによって相手方の利益を害することはできない（民法136条2項）。したがって、(2)は正しい。

債務者が信用の基礎を失い信頼関係を破る場合に、民法上、公平の見地から、①債務者が破産手続開始決定を受けたとき、②債務者が担保を滅失・損傷・減少させたとき、③債務者が担保提供義務を負う場合にこれを供さないとき、に債務者の期限の利益が奪われる（同法137条）。また、これら以外にも、債務者や第三者の利益を不当に害さない範囲で、期限の利益喪失約款を締結することができる（銀行取引約定書5条参照）。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

正解：(3)

問一3

制限行為能力者



民法上の制限行為能力者（未成年者，成年被後見人，被保佐人，被補助人）について，正しいものは次のうちどれですか。

- (1) 本人は，成年後見開始の審判を申し立てることができない。
- (2) 成年被後見人の法律行為は，日常生活に関する行為であってもすべて取り消すことができる。
- (3) 本人以外の者の請求によって補助開始の審判をするには，本人の同意がなければならない。

解答ポイント&正解

本人も成年後見開始の審判を申し立てることができる（民法7条・8条）。したがって，(1)は誤りである。

成年被後見人の行った行為は，取り消すことができる。ただし，日用品の購入その他日常生活に関する行為は，取り消すことはできない（民法9条）。したがって，(2)は誤りである。

家庭裁判所は，本人，配偶者，四親等内の親族，後見人，後見監督人，保佐人，保佐監督人または検察官の請求により，補助開始の審判をすることができる（民法15条1項）。ただし，本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには，本人の同意がなければならない（同条2項）。したがって，(3)は正しく，これが本問の正解である。

正解：(3)

問一4

相続



相続について，誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 被相続人の死亡時に胎児であった子が，その後生存して生まれた場合には相続人とはならない。

- (2) 相続を放棄した者は、その相続に関しては、はじめから相続人とならなかったものとみなされる。
- (3) 遺言書の保管者または相続人は、公正証書遺言について、家庭裁判所で検認を受ける必要がない。

解答ポイント&正解

胎児は、相続については、すでに生まれたものとみなされる（民法886条1項。なお、胎児が死体で生まれたときは、当該規定は適用されない。同条2項）。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。

相続を放棄した者は、その相続に関しては、はじめから相続人とならなかったものとみなされる（民法939条）。したがって、(2)は正しい。

公正証書による遺言の場合および法務局における遺言書保管制度利用の場合を除いて、遺言書の保管者が相続の開始を知ったときや、遺言書の保管者がいない場合に相続人が遺言書を発見したときは、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を受けなければならない（民法1004条1項、2項）。したがって、(3)は正しい。なお、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」にもとづいて法務局に保管された自筆証書遺言については、検認に関する規定は適用されない（検認不要・同法11条）とされている。

正解：(1)

問一5

個人情報の保護



個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）について、
誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 個人情報取扱事業者は、法令にもとづく場合には、本人の同意を得なくても個人データを第三者に提供することができる。

- (3) 個人情報取扱事業者が、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示を請求された場合、裁判所の命令がないかぎり、応じることはできない。

解答ポイント&正解

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）にいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいうとされている（同法2条1項）。したがって、(1)は正しい。

個人情報取扱事業者は、法令にもとづく場合など個人情報保護法27条1項各号に規定されている場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされている（同法27条1項）。法令にもとづく場合には、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供できる。したがって、(2)は正しい。

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる（個人情報保護法33条1項）。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

正解：(3)